

亀山市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和元年 1 1 月 2 5 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 2 4 号

亀山市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

亀山市身体障害者福祉法施行細則（平成 1 7 年亀山市規則第 6 4
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

税額等による階層区分		上限月 額	負担基準額			
			居宅介 護同行 援護行 動援護 3 0 分 当たり	重度訪 問介護 3 0 分 当たり	短期入 所 1 日 当たり	グルー プホー ム 1 月 当たり
A	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する 被保護者及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支 援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）に よる支援給付受給者 （以下「被保護者等」 という。）	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
B	当該年度分の市町村民 税が非課税の者（A 階 層に属する者を除	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

	く。)						
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割額の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	1,100円	50円	50円	100円	1,100円	
D1	A階層を除き0円以上12,000円以下	1,600円	100円	100円	200円	1,600円	
D2	当該年度分の12,001円以上30,000円以下	2,200円	150円	150円	300円	2,200円	
D3	市町村民税の30,001円以上60,000円以下	3,300円	200円	200円	400円	3,300円	
D4	課税世帯であ60,001円以上96,000円以下	4,600円	250円	250円	600円	4,600円	
D5	って、その市町村民189,000円以下	7,200円	300円	300円	1,000円	7,200円	
D6	税所得割の額189,001円以上277,000円以下	10,300円	400円	400円	1,400円	10,300円	
D7	が次の区分に277,001円以上348,000円以下	13,500円	500円	500円	1,800円	13,500円	
D8	該当する世帯348,001円以上465,000円以下	17,100円	600円	600円	2,300円	17,100円	
D9	465,001円以上594,000円以下	21,200円	800円	800円	2,800円	21,200円	
D10	594,001円以上716,000円以下	25,700円	1,000円	1,000円	3,400円	25,700円	
D11	716,001円以上864,000円以下	30,600円	1,200円	1,200円	4,100円	30,600円	
D12	864,001円以上1,056,000円以下	35,900円	1,400円	1,400円	4,800円	35,900円	

D 1 3	1,056,001円 以上1,238,000 円以下	41,600 円	1,600 円	1,600 円	5,500 円	41,600 円
D 1 4	1,238,001円 以上1,439,000 円以下	47,800 円	1,900 円	1,900 円	6,400 円	47,800 円
D 1 5	1,439,001円 以上	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額

備考

- 1 身体障害者及びその扶養義務者（身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を1.6倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、身体障害者にあつては、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、介護給付費等基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 1の規定にかかわらず、身体障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その

額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところとする。

(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この表において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この表において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若し

くは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 この表において、「介護給付費等基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）により算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

税額等による階層区分		負担基準月額	
		入所	通所
A	被保護者等	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円	1,100円

D 1	A階層 を除き 当該年 度分の 市町村 民税の 課税世 帯であ って、 その市 町村民 税所得 割の額 の区分 が次の 区分に 該当す る世帯	0円以上12,000円以下	3,300円	1,600円
D 2		12,001円以上30,000円以下	4,500円	2,200円
D 3		30,001円以上60,000円以下	6,700円	3,300円
D 4		60,001円以上96,000円以下	9,300円	4,600円
D 5		96,001円以上189,000円以下	14,500円	7,200円
D 6		189,001円以上277,000円以下	20,600円	10,300円
D 7		277,001円以上348,000円以下	27,100円	13,500円
D 8		348,001円以上465,000円以下	34,300円	17,100円
D 9		465,001円以上594,000円以下	42,500円	21,200円
D 1 0		594,001円以上716,000円以下	51,400円	25,700円
D 1 1		716,001円以上864,000円以下	61,200円	30,600円
D 1 2		864,001円以上1,056,000円以下	71,900円	35,900円
D 1 3		1,056,001円以上1,238,000円以下	83,300円	41,600円
D 1 4		1,238,001円以上1,439,000円以下	95,600円	47,800円
D 1 5		1,439,001円以上	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額

備考

- 1 身体障害者の扶養義務者（身体障害者の入所時に身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高い

- 者をいう。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額のカラムに掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところとする。
- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下この表において「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この表において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 この表において「介護給付費等基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。

6 この表において「療養介護医療費基準額」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第70条第2項において準用する同法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。